

平成 16 年 8 月 24 日

中央環境審議会 施策総合企画小委員会
委員長 森島昭夫殿

地球温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間とりまとめ(素案)に対する意見
大塚 直

○ 基本的には、素案に賛成ですが、2点意見を申し上げます。

○9 ページ 17 行目の末尾に以下の文をに追加することが適当であると考えます。

「また、税務当局の協力が得られれば、税は執行の面で最も確実性が高い施策であるといえることができる。」

(理由)制度の確実性、つまり執行の欠けつを低減できるところに税の長所があると考えられるところから。

○ 21 ページ 12 行目「公平に負担することにならない」のあとに、「また、汚染者負担原則の観点からものぞましくないと考えられる。」と追加するのが適当であると考えます。

(理由)温室効果ガスを削減するためには、適切な形でインセンティブを与えることが必要であり、汚染者負担原則に言及することが重要と思われます。「公平」というだけではやや抽象的な感があります。もちろん、国際競争力の観点からの減免はありうると思いますが、基本は汚染者負担原則であることは宣明すべきだと思います。